

南越前町景観計画

南越前の原風景によって培われた
歴史や生活文化、交流を育み続ける
景観まちづくり



< 目次 >

序章 南越前町景観計画の目的

- 1. 南越前町における景観計画策定の目的 1
- 2. 景観計画の位置づけ 2

第1章 南越前町の景観特性と課題

- 1. 南越前町の景観特性 3
- 2. 景観まちづくりの課題 14

第2章 景観計画の区域

- 1. 南越前町景観計画区域 17
- 2. 景観形成重点地区 18

第3章 良好な景観の形成に関する方針

- 1. 景観まちづくりの基本理念・基本方針 19
- 2. 地区別の景観まちづくり方針 23
- 3. 景観形成方針図 27

第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

- 1. 届出の対象とする行為 29
- 2. 届出の流れ 32
- 3. 景観形成基準 33

第5章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

- 1. 景観重要建造物の指定の方針 39
- 2. 景観重要樹木の指定の方針 40

第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項

- 1. 景観重要公共施設の整備に関する事項 41
- 2. 占用許可の基準 42

第7章 景観まちづくりの推進方策

- 1. 景観まちづくりに関わる各主体の役割 43
- 2. 景観まちづくりの推進方策 44
- 3. 景観まちづくりの推進体制 46

資料

- 1. 委員名簿 資-1
- 2. 策定の経緯 資-2

序 章

南越前町景観計画の目的

1. 南越前町における景観計画策定の目的

- 長年にわたり育まれてきた南越前町固有の景観資源をより良い形で次の世代に保全・継承します
- 住民負担に配慮しながら、南越前町の景観を著しく損ねる建物の建築等を抑制します
- 地域の景観特性との調和を図りながら、未来に残すべき価値のある景観の創出を図ります

- ・南越前町は、町域の約92%を森林が占め、また、西側は越前海岸に面する豊かな自然環境の中にあつて、悠久の歴史に培われた伝統や文化、生業、生活などが地域にしっかりと根付いた美しい町です。
- ・町では、北国街道の要衝であつた今庄宿の一带や北前船主の館が残る河野北前船主通りなどにおいて、歴史的・伝統的な建造物の保存や公共空間の高質化整備、地域住民や諸団体等との協働によるまちづくり活動に取り組んできました。
- ・こうした取組により、福井県の伝統的民家群保存活用推進地区の指定や日本遺産の認定を受け、良好な景観が地域振興にもつながっています。また、今庄宿では重要伝統的建造物群保存地区の選定を、越前海岸の水仙畑周辺では県内初となる重要文化的景観の選定を目指して取り組んでいます。
- ・一方、全国的な少子高齢化の波は、南越前町においても顕著であり、空き家や空き地の増加、担い手不足に伴う農地や里山、山林の荒廃など、長年にわたり受け継がれてきた良好な町並みや自然が損なわれつつあります。
- ・南越前町景観計画は、先人より受け継がれてきた景観資源をより良い形で次代に引き継ぐとともに、地域の景観特性との調和を図りながら未来に引き継ぐべき価値のある景観を創出するため、町民・事業者・行政が共有できる目標やルールを明確にすることを目的とします。

【参考】 『景観』 とは

- ・景観とは、地域の自然や歴史、文化等を背景に、人々の暮らしや営みが積み重なって作られているものであり、地域の個性や特色とも言えます。
- ・眺める対象であるモノや風景などを表す“景”と、それを眺める人の行動である“観”の2文字からなるように、単に目に見える風景や様子だけでなく、それを見る人の感性や記憶などと相まって見えてくるものが“景観”です。



自然、営み



歴史、町並み



技術、遺産



暮らし、伝統文化



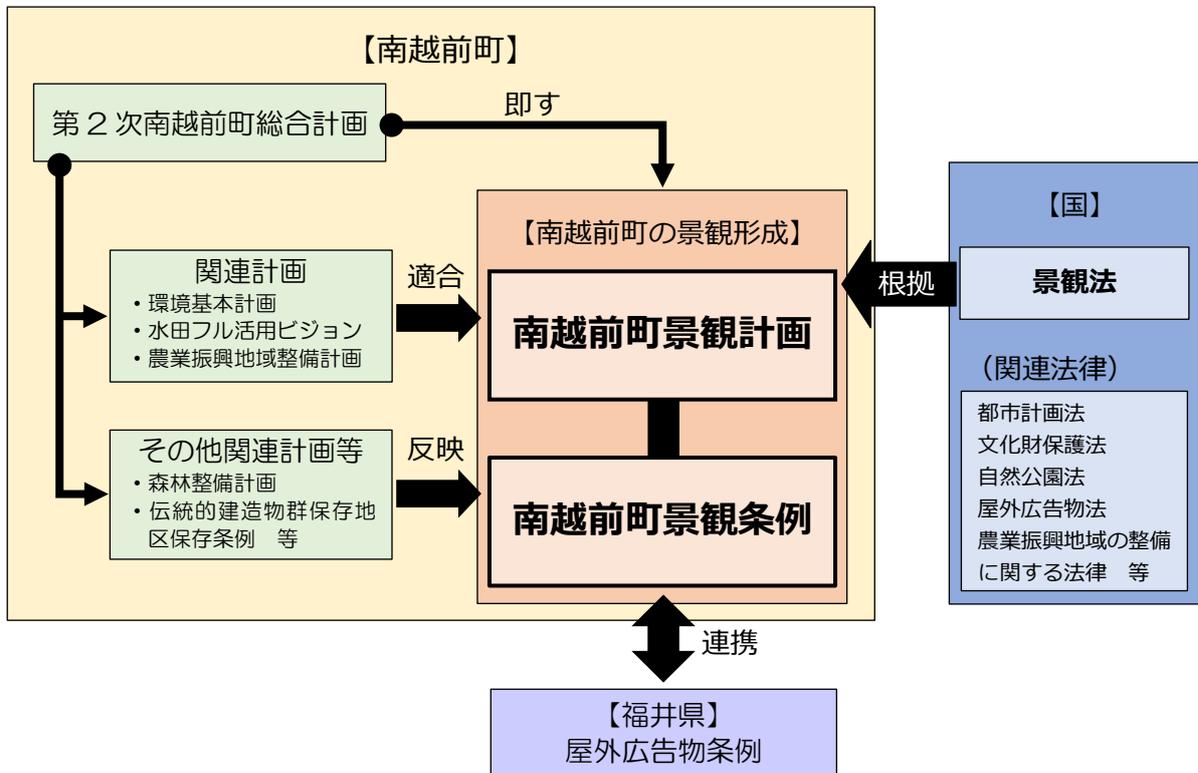
これらを見る人の感性や記憶などと相まって感じ取られるもの



『景観』

2. 景観計画の位置づけ

- ・本計画は、町の最上位計画である第2次南越前町総合計画に即し、良好な住環境の形成や観光の振興を図るための個別計画として位置づけられます。
- ・また、環境や農林漁業、その他の関連計画との整合を図りながら定めます。

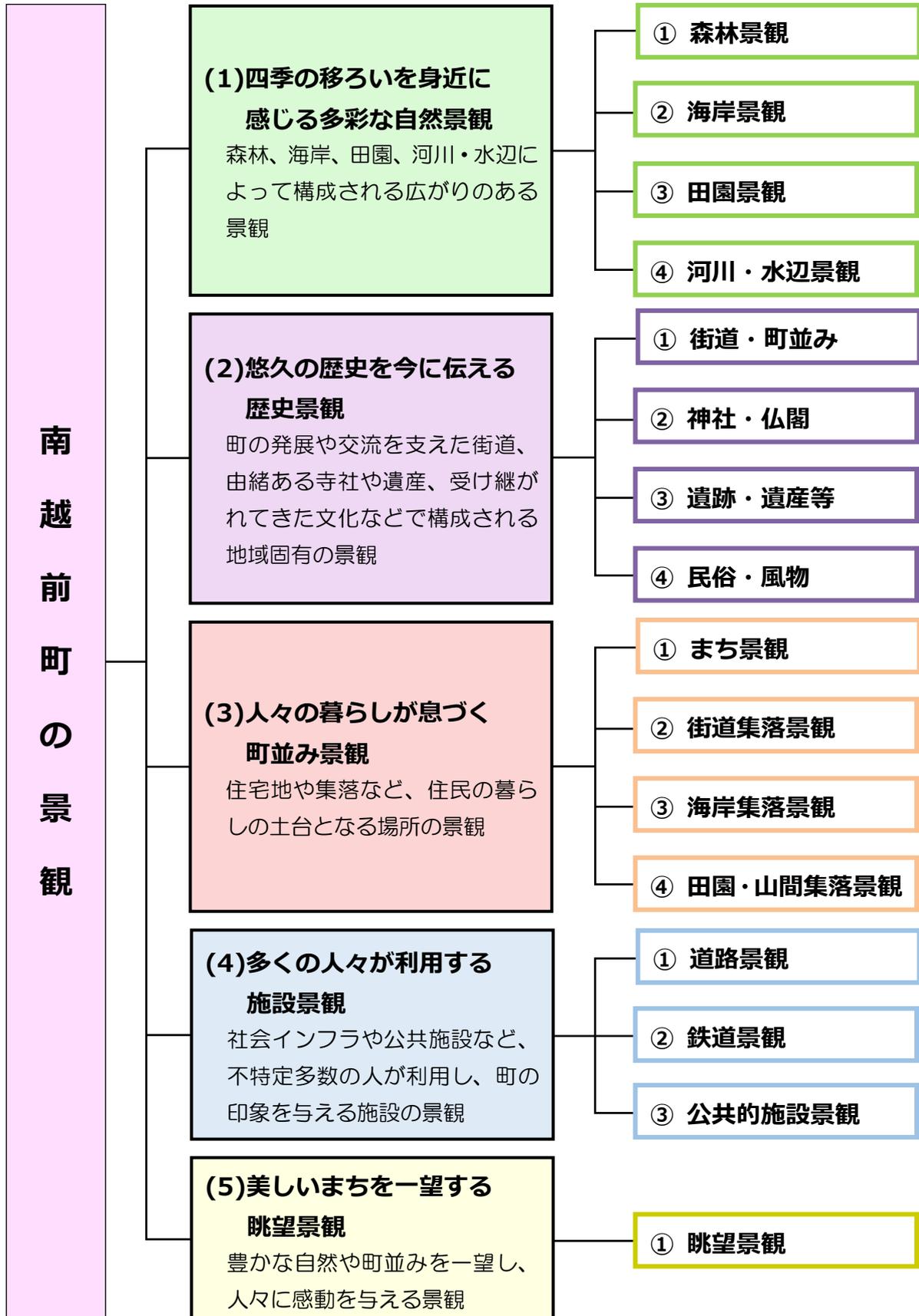


第1章

南越前町の景観特性と課題

1. 南越前町の景観特性

・南越前町は、山、里、海、川、農の自然を舞台として、歴史や文化、生活や営みなどが脈々と息づいたまちであり、それぞれの特性を活かした景観まちづくりを進めるため、町内の景観構造を次のように分類します。



(1) 四季の移ろいを身近に感じる多彩な自然景観

① 森林景観

- ・南越前町は、日野山、三国岳、ホノケ山等の山々に囲まれた自然豊かなまちであり、町面積の約92%が森林で占められています。東方から南方の山地は1,000m以上の標高が多くありますが、西側の山地は600から700mの山が連なっています。
- ・県境の金草山には、竜神伝説が伝えられる夜叉ヶ池があります。夜叉ヶ池の固有種で、絶滅危惧I類の指定を受けているヤシャゲンゴロウなど独自の生態系が育まれています。周辺にはブナの原生林やシャクナゲなどの高山植物が自生し、四季折々の景色を楽しむことができ、特に秋の紅葉シーズンには、県内外から多くの観光客が訪れます。
- ・日野川周辺の平野部と日野川へ流れ込む各河川を軸とした谷部、それを取り囲む多くの山間部があり、美しい里山の自然景観が見られます。



紅葉が美しいホノケ山



杣山城と城下の集落



緑豊かな山中に浮かぶ
夜叉ヶ池



稜線が折り重なる
美しい里山景観

② 海岸景観

- ・西側は日本海に面しており、標高差200～300m、平均斜度35度の急峻な地形で、甲楽城断層と呼ばれる断層海岸を形成しています。越前加賀海岸国定公園にも指定されており、切り立った断崖や奇岩怪石が立ち並ぶ海岸美を誇っています。
- ・冬は日本海の荒海がつくり出す波の華、夏は海水浴やダイビングのスポットなどとして多くの観光客で賑わい、夕暮れの沖には幻想的な漁火が並びます。また、四季を通じて絶景の夕日ポイントでもあり、海岸を走るしおかぜラインなども、ドライブコースとして人気です。
- ・特に、厳冬の山肌に可憐な花を咲かせる越前水仙は、水仙栽培を生業とする人たちの手によって育まれた福井県を代表する文化的な景観です。また、12月から1月にかけて「水仙まつり」も開催されます。



切り立った断崖と奇岩が
立ち並ぶ越前海岸



ダイビングスポットと
しても人気の越前海岸



夕日の沈む越前海岸



白い可憐な花を咲かせる
越前水仙

③ 田園景観

- ・深い山々に囲まれた地形的条件にあつて、南条地区の日野川沿いや今庄地区の田倉川沿いでは比較的まとまった農地が広がっています。
- ・特に、花はす公園には約130種類の花ハスが栽培されており、周辺にはハス田が広がり、7月から8月の開花シーズンには見事な花を咲かせ、訪れる人の目を驚かせます。
- ・今庄の特産でもあるそば畑は、秋には白い可憐な花を咲かせ、自然と人の営みが調和した田園風景が季節の訪れを感じさせます。



日野川沿いに広がる
田園風景



谷筋に連なる田園風景



谷あいに広がるハス田



可憐な花を咲かせる
そば畑

④ 河川・水辺景観

- ・南越前町のほぼ中央を日野川が蛇行して流れ、日野川の支川である田倉川や阿久和川、そのほか、甲楽城川などが谷あいを縫うように流れており、山々に囲まれたまちにあつて潤いを与える重要な景観資源となっています。
- ・特に、レインボーパーク南条は、河川敷を利用したレクリエーションの場としてだけでなく、桜の名所としても住民に親しまれています。
- ・また、紅葉の名所でもある夜叉ヶ池、桜並木や公園が整備された広野ダムや榎谷ダム、不動ヶ滝や白竜の滝なども、周辺の山並みと相まって美しい自然景観を形成しています。



日野川と河川敷を利用した
レインボーパーク南条



谷あいを蛇行して流れる
田倉川



日野川水系で最大の
榎谷ダム



竜の伝説が残る白竜の滝

(2) 悠久の時を今に伝える歴史景観

① 街道・町並み

- ・深い山々に囲まれた南越前町にあって、中世から近世にかけて物資輸送や人々の往来の重要な役割を担っていたのが、北国街道や馬借街道、朝倉街道をはじめとする街道でした。福井県の嶺北・嶺南の境界でもある山中峠や木ノ芽峠、栃ノ木峠なども、周辺の城跡や番所跡の石垣などと合わせて、往時の様子を偲ぶことができます。
- ・朝倉街道沿いの上野地区には、400年近く田畑を潤し生活を支えてきた門間用水、農家型民家や石垣などが多く残り、昔ながらの農村集落景観が形成されており、福井県の伝統的民家群保存活用推進地区に指定されています。
- ・北国街道は、京の都から大津、彦根、琵琶湖を経て福井県に入り、今庄～南条～越前市～鯖江市～福井市を通り、金沢、富山、新潟まで続く全長約520kmの街道です。越前を縦貫する幹線道路として往来が頻繁となり、脇本や鯖波、湯尾、今庄、板取をはじめとする宿場町が発展しました。
- ・今庄宿の街道沿いには、京藤甚五郎家住宅をはじめとする県指定文化財や県の伝統的民家にも認定された伝統的な民家や造り酒屋が数多く残るほか、明治天皇巡行の際の行在所となった明治殿、昭和初期に社会教育推進の拠点として建てられた昭和会館などが昔ながらの面影を残し、素朴な趣を漂わせており、一帯が福井県の伝統的民家群保存活用推進地区に指定されています。
- ・また、河野北前船主通りは、北前船が栄えた時代を感じさせる通りとなっており、中でも右近家・右近家住宅西洋館や中村家住宅は、趣向を凝らした建築様式が良好に残されています。平成27年7月に中村家住宅が国の重要文化財に指定され、平成29年4月には「荒波を越えた男たちの夢が紡いだ異空間～北前船寄港地・船主集落～」が日本遺産に認定されました。



朝倉街道沿いの上野集落
(県伝統的民家群保存活用推進地区)



物資輸送の重要な役割を
果たした馬借街道



すり減った石畳の道が残る
木ノ芽峠



万葉集にも謳われた
最古の北陸道の山中峠



修景整備された今庄宿
(県伝統的民家群保存活用推進地区)



茅葺き屋根の民家が残る
板取宿



往時の繁栄を偲ばせる
右近家住宅



河野北前船主通り

② 神社・仏閣

- ・古くから街道や宿場町などとして発達してきた南越前町には、妙泰寺、慈眼寺、鵜甘神社、熊野神社などをはじめとする数多くの神社・仏閣が立地しています。
- ・中でも妙泰寺は、700年以上の歴史を有する北陸屈指の由緒あるお寺で、総門から約200m続く参道、仁王像が立ち並ぶ仁王門、三十間の渡り廊下や本堂などが見どころとなっています。



荘厳な雰囲気を感じられる
妙泰寺



室町時代に創建されたと
伝えられる慈眼寺



社務所内の庭園も美しい
鵜甘神社



「初音宮」とも称された
熊野神社

③ 遺跡・遺産等

- ・南越前町には、街道や峠、神社・仏閣以外にも、近代を含む数多くの歴史的な遺跡・遺産等があります。
- ・交通の要衝や宿場町として栄えたことから、軍事的拠点となる多くの城が築かれ、杣山城跡、燧ヶ城跡、木ノ芽峠城跡などにその面影を見ることができます。特に標高492mの杣山山頂に位置する杣山城跡は、堀切や礎石建物跡が残り、城下を含む約170haが国の史跡に指定されています。
- ・伊藤氏庭園は、背後の山林を借景として造られ、伝統的日本庭園がもつ精神性や宗教的要素を感じられる落ち着いたある庭園となっており、国の名勝に指定されています。
- ・アカタン砂防堰堤群、高倉砂防堰堤群は、100年以上も前に人の手によって積み上げられた巨大な石積みの堰堤で、国の登録有形文化財に登録されており、地元住民グループを中心に保全や自然学習などの活動が展開されています。
- ・また、敦賀市から南越前町にかけては、明治時代からの福井の発展を支えた数多くの鉄道遺産があります。今庄駅には、北陸線の難所と言われた山中峠越えのための転車台が設けられ、当時の給水塔が現存しています。数多くのトンネル群は今も車道として使われており、汽笛の音が心の中に響いてきます。



国の史跡に指定された
杣山城跡



国の名勝に指定された
伊藤氏庭園



国の有形文化財に登録された
アカタン砂防堰堤群



鉄道遺産の一つ
山中トンネル

④ 民俗・風物

- ・南越前町には、豊かな自然や悠久の歴史と密接に結びついた伝統的な文化が根付いています。
- ・毎年9月に開催されるイベント「街道浪漫今庄宿」で行われる今庄羽根曾踊りは、延喜年間(901～923年)に起源を持ち、宿場町が栄えるにつれて盆踊りとなり、旅人の心をなぐさめたとされており、県の無形民俗文化財に指定されています。
- ・上野はねそ踊りは、様々な思いや夢・心情などを唄や踊りで表現したもので、現在は上野の盆踊りとして伝承されており、県の無形民俗文化財に指定されています。
- ・八坂神社の獅子舞は、鎌倉時代に流行した悪病を治めたという云われがあり、県の無形民俗文化財に指定されています。
- ・河野地区の伝統産業でもある越前杜氏は、日本清酒会を代表する伏見の清酒を造り育てた技術として有名であり、まるやかできめ細かな独特の味は、越前流技術によって育てられたものであると今もなお讃えられています。
- ・また、漁港や民宿が立ち並ぶ越前海岸沿いは、越前がに漁のシーズンである11月から3月にかけてさらに活気付きます。店先でかにを茹でる光景は、南越前町の冬の風物詩の一つとなっています。



今庄宿で行われる
今庄羽根曾踊り



悪病を治めたと伝えられる
八坂神社の獅子舞



河野地区の伝統産業でも
ある越前杜氏



越前海岸の冬の風物詩
かにの釜茹で

(3) 人々の暮らしが息づく町並み景観

① まち景観

- ・南条駅の一帯は、南越前町の玄関口であり、中心部にも位置づけられます。国道365号沿いには、役場をはじめ商業等の生活サービス施設や業務施設が立ち並んでおり、賑わいが感じられる景観となっています。
- ・また、日野川の河川敷を利用したレインボーパーク南条のほか、日野川を挟んでウォーターランド南条や文化会館・図書館などが集積しており、敷地内の緑化も相まって、潤いや安らぎが感じられる景観となっています。



南条駅



商業施設が立ち並ぶ
国道365号沿道



南越前町役場周辺



日野川の河川敷を利用した
レインボーパーク南条

② 街道集落景観

- ・曲がりくねった北国街道沿いに発達した宿場町には、歴史的な雰囲気が漂っています。今庄宿には、平入り屋根や袖卯建、格子戸などの伝統的な建築様式を残す家屋や造り酒屋などが軒を連ね、往時の面影を色濃く残しており、県の伝統的民家群保存活用推進地区に指定されているとともに、伝統的民家を改修した店舗など、地域資源としての活用も行われています。
- ・また、朝倉街道沿いの上野地区には、昔ながらの農家型民家や石垣などが残り、県の伝統的民家群保存活用推進地区に指定されています。
- ・板取宿は、江戸時代に福井藩の関所が置かれた場所で、往時は50戸前後の家屋があったとされています。現在は数棟が残るのみですが、茅葺き屋根の民家が特徴的な景観を形づくっています。



修景整備された今庄宿
(県伝統的民家群保存活用推進地区)



ふくいの伝統的民家に認定
されている今庄宿の造り酒屋



昔ながらの民家が立ち並ぶ
朝倉街道沿いの上野集落
(県伝統的民家群保存活用推進地区)



茅葺き屋根の民家が残る
板取宿

③ 海岸集落景観

- ・越前海岸沿いは、海岸線まで山並みが迫る急峻な地形にあって、昔ながらの焼き板壁を有する家屋が密集して立ち並ぶ重層的な集落景観が特徴となっています。
- ・江戸中期から明治前期にかけて海上交通の要衝の役割を果たした河野の集落には、大きな財を築いた右近家住宅や国の重要文化財に指定された中村家住宅をはじめとして、北前船が栄えたかつての賑わいや歴史を垣間見ることができます。周辺一帯の景観整備も行われ、北前船に関連する11自治体とともに、平成29年4月に日本遺産に認定されました。
- ・また、甲楽城や河野、糠の漁港と集落が隣接しており、生活と生業が一体となった海岸地域らしい集落景観を形成しています。



切り立った断崖に密集する
重層的な集落景観



中村家住宅



民宿が立ち並び賑わいが
感じられる景観



漁港と集落が近接する
海岸特有の景観

④ 田園・山間集落景観

- ・その他の集落は、田園や里山、谷あいなどに比較的小規模に形成されており、周辺の自然環境と調和したのどかな田園集落景観を形成しています。
- ・特に、具谷や赤萩などの谷あいに位置する集落は、昔ながらの越前瓦の屋根並みが周囲の山々と溶け込んでおり、ひっそりとした景観を形成しています。
- ・南条地区の国道365号沿いなどでは、モダンなデザインを基調としつつも落ち着いた感じられる、新しい住宅地が形成されています。



山並みを背景に佇む
田園集落



里山の景観と調和した
山沿いの集落



狭い谷あいに密集する
赤萩の山間集落



国道 365 号沿いの
新しい住宅地

(4) 多くの人々が利用する施設景観

① 道路景観

- ・町内の道路網は、国道8号、国道305号、国道365号、国道476号によって骨格が形成されており、東西・南北に縦横断し、人々や物資の往来を支えています。
- ・国道365号については、町の中心部を通ることもあり、沿道には自家用広告物や野立の広告物、大規模な案内板も見られます。
- ・その他の道路網については、谷あいや山間、海岸沿いを通ることもあり、目立った広告物は見られず、周囲の田園や山並み、海岸の景観への良好な眺望が確保されています。
- ・国道365号やたくら街道の川沿いでは桜並木も見られ、住民に親しまれているとともに、往来する人々の目を楽しませています。
- ・越前海岸沿いを通る国道305号は、切り立った山並みと開けた日本海とのコントラストが美しい道路景観を形成しています。



広告物が見られる
国道 365 号の沿道



緑豊かな山中を通る
国道 8 号



地域によって花で飾られた
道路景観



海岸沿いを走る国道 305 号

② 鉄道景観

- ・南越前町のほぼ中央をJR北陸本線が縦断しており、町内には南条、湯尾、今庄、南今庄の4駅が設置されています。
- ・鉄道遺産でもある今庄駅は、蒸気機関車時代の給水塔・給炭台が遺構として残るほか、今庄地区の玄関口として、駅舎や周辺空間の景観整備が行われ、訪れる人を温かく迎えています。駅舎内には地域製品の販売所や今庄まちなみ情報館も設置され、重要な情報発信・交流の場となっています。
- ・これらの鉄道遺産は鉄道ファンの間でも良く知られており、自然の中を走る列車の風景とともに、全国から多くの撮り鉄が訪れます。
- ・また、現在、北陸新幹線の建設が進められています。南越前町内はほとんどの区間がトンネルですが、新しい鉄道景観としての活用も期待されます。



今庄まちなみ情報館が
併設された今庄駅



今庄駅と遺構



列車とそば畑



北陸新幹線の建設工事

③ 公共的施設景観

- ・南越前町には、住民をはじめ多くの人が利用する公共施設・公共的施設が数多く立地しています。
- ・社会教育を推進する拠点として昭和6年に建てられた昭和会館は、今庄地区の公民館として利用されていますが、近代洋風建築の遺構としても貴重であり、平成23年に国の登録有形文化財に登録されています。
- ・南条小学校や今庄小学校は、子どもたちが自然に親しみ、心豊かな情操を育む教育環境の創出を図るため、町有林を活用した温かみのあるデザインで整備されています。
- ・花はす公園、レインボーパーク南条、ふれあいシーサイドパーク、桜橋総合運動公園などは、周囲の自然景観との調和に配慮した施設整備が行われており、自然に親しみながら楽しめる景観となっています。
- ・その他、ウォーターランド南条やリトリートたくらなどの施設も、周辺景観との調和に配慮されており、地域のランドマークとして住民に親しまれています。
- ・また、河野北前船主通りに隣接するコンビニエンスストアは、行政と生協、コンビニエンスストア、商工会、観光協会が地域活性化包括連携協定を締結した施設で、歴史的景観との調和に配慮した建物デザインとされています。



山あいの景観と調和した
リトリートたくら



自然と歴史が感じられる
桜橋総合運動公園



木材を用いて温かみのある
デザインの今庄小学校



河野北前船主通りの歴史との
調和に配慮されたコンビニ

(5) 美しいまちを一望する眺望景観

① 眺望景観

- ・緑豊かな山々、青く広がる日本海、夜叉ヶ池や広野ダムなどの水辺、田園やハス田、そば畑、水仙畑などへの景観は、南越前町の代表的な眺望景観であり、四季の移ろいが感じられるとともに、見る人に安らぎや感動を与えてくれます。
- ・福井県を代表する池の一つである夜叉ヶ池は、群青色の神秘的な水面に背景の新緑や紅葉、雪景色の山々が映り込み、四季を通じて神秘的な景観が楽しめます。
- ・標高760mに位置する今庄365スキー場の山頂には展望台が整備されており、天気の良い日には白山連峰や日本海を望むことができるほか、夜には星空を近くに眺めることもできます。
- ・ホノケ山や杣山城跡、藤倉山などは、身近にハイキングを楽しめる場所でもあり、樹林を抜けた山頂からは、日本海や町並みを眺めることができます。
- ・国道8号沿いにある道の駅河野からは、日本海や敦賀湾を一望することができ、日の沈む時間帯には多くのカメラマンが訪れるなど、夕日のスポットでもあります。
- ・越前海岸は、海岸全体が眺望ポイントになっており、夏にはきらめく海面、冬は日本海特有の荒波や波の華、日本海に沈む夕日や漁火の灯りなど、四季を通じて、また、一日を通じて絶景を楽しむことができ、夜の海から眺める星空も魅力の一つです。



ホノケ山山頂からの眺望



今庄 365 スキー場
からの眺望



道の駅河野からの眺望



日本海に沈む夕日

2. 景観まちづくりの課題

- ・南越前町の景観特性、これまでの景観行政、アンケート調査や住民ワークショップによる住民意見等を踏まえ、南越前町の景観形成における課題は次のように整理できます。

① 南越前町固有の景観資源の適切な保全・維持管理が必要

- ・日野山や柚山、ホノケ山などの森林、里山、農地、海岸などの自然は、南越前町の景観を形づくる重要な要素ですが、人口減少に伴う担い手不足などにより適切な維持管理が行われておらず、荒廃も見られます。
- ・特に、福井県にとっても重要な文化的景観を構成している越前海岸の水仙畑は、担い手不足に加え、獣害などもあり、危機的な状況にあります。
- ・街道や宿、峠などの歴史的遺産も南越前町の景観の重要な要素です。今庄宿では地域との協働の下で景観の保全・整備、河野北前船主通りでは歴史的建造物の保存・活用や周辺の環境整備が行われていますが、板取宿などでは荒廃も進んでいます。
- ・また、人口減少に伴い空き家・空き地が増加しており、今庄宿などのまちづくり資源となる場所でも増加することが予想され、魅力や活力の低下につながる懸念されます。

② 南越前固有の景観資源を有効活用したまちづくりが必要

- ・自然や歴史・遺産を中心とした景観資源は、南越前町の観光資源でもあります。レインボーパーク南条は、日野川沿いの桜並木とも相まって、日常的な憩いやレクリエーションなどの場として多くの住民に利用されていますが、河川の環境改善と合わせて更なる魅力向上が望まれています。
- ・海岸部では、夏の海水浴やダイビング、冬の越前がにや越前水仙など、一年を通じて景観を楽しむことができますが、通年性の向上に向けた環境整備や取組が望まれています。
- ・板取宿や白竜の滝など、貴重な資源でありながら、あまり知られていないものや有効に活用されていないものもあります。
- ・また、これらの景観資源が町内各地に点在していることから、スポット的な観光、単発的なイベントになりがちです。

③ 建築物等の人工物は地域の景観との調和への配慮が必要

- ・現在、南越前町には景観を著しく損ねている建築物や工作物、広告物などはありませんが、建築物等に対する明確なデザインルールがない中で、新築や建替え等を契機として、地域の景観と不調和となる建築物等の増加、伝統的な町並みや集落景観の乱れが危惧されます。
- ・人口減少に伴う空き家の増加のほか、廃業した工場や旅館が放置されて建物の老朽化が進んでおり、景観の悪化だけでなく住環境や生活環境の悪化にもつながっています。
- ・廃棄物の堆積などが国道や県道などの主要な通りから容易に望見できる場所で行われており、地域の景観に対するイメージの低下につながっています。
- ・日本海に面する越前海岸沿いの集落や漁港では、海への眺望は意識されていますが、海側からの見え方には特に意識されていない状況です。

④ 一人ひとりが南越前町の景観に関心をもつことが必要

- ・プランター等による沿道の修景や地域の美化活動など、住民が身近に取り組める景観まちづくり活動が見られるほか、今庄宿や河野北前船主通りなどでは、地域の住民・団体等が景観まちづくり活動に関わっています。
- ・しかし、住民が広く景観まちづくり活動に関わる機会は多くはなく、また、人口減少や高齢化が進行する中で、次世代の景観まちづくりを担う若い世代や子どもたちが地域の景観について学ぶ機会も少ない状況です。

⑤ 行政の責務として先導的・効果的な景観の取組が必要

- ・今庄宿や河野北前船主通り、花はす公園にアクセスする通りなど、重要な景観資源の周辺では道路空間の高質化や街路灯の整備などが行われていますが、その他の道路では、ガードレールや電柱のデザイン・色がバラバラの状況です。
- ・近年に建てられた公共建築物では、地域の景観特性との調和に配慮したものもありますが、公共建築物全体としての統一性はありません。
- ・また、住民主体による景観の維持・保全、形成を広く推進していくための支援制度や仕組みについては、多くはない状況です。

第2章

景観計画の区域



1. 南越前町景観計画区域

- ・南越前町が有する自然や歴史・文化的な景観との調和に配慮し、これらを著しく阻害することのない景観の誘導を図るため、景観計画の区域は南越前町の全域を対象とします。
- ・海岸沿いの眺望景観の保全や海側から見た景観への配慮を求めため、地先公有水面（越前加賀海岸国定公園区域の範囲）についても景観計画区域に含めることとします。

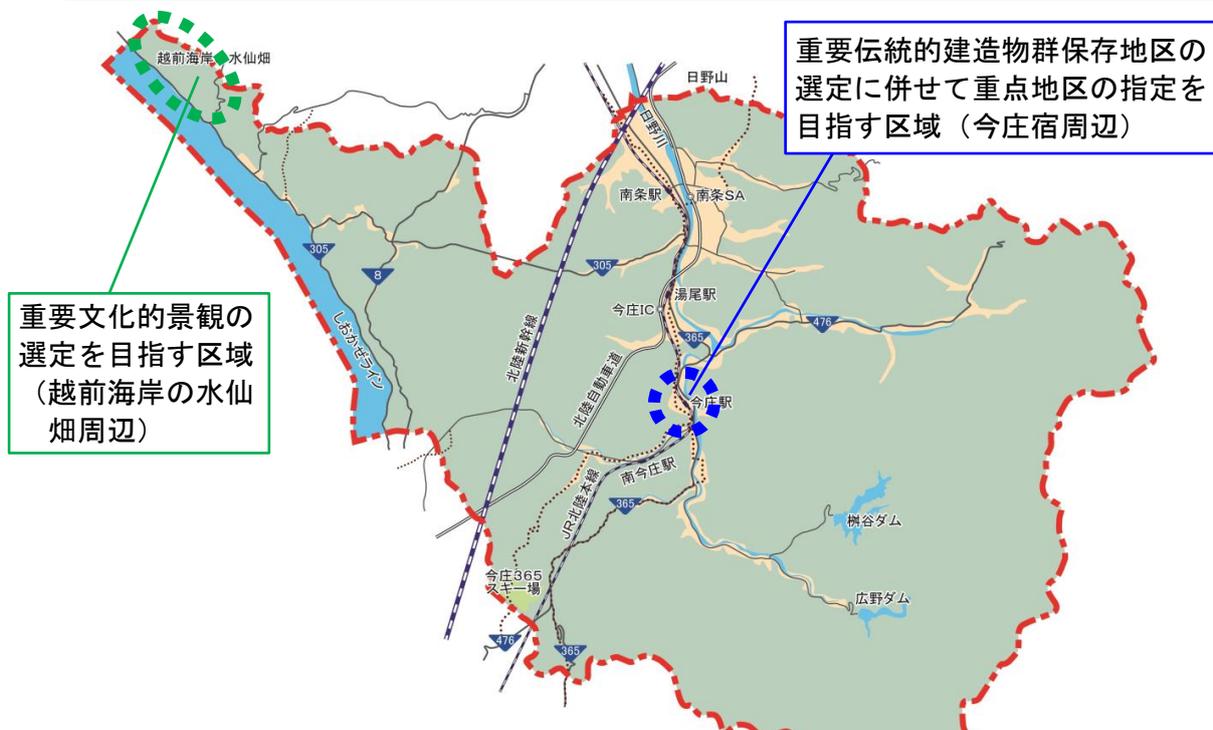


南越前町景観計画の区域

2. 景観形成重点地区

- ・景観法運用指針では、景観計画の区域について、「景観上の特性が異なる地区を複数含む場合など、必要に応じて地区を区分することが望ましい」とされています。
- ・現在、伝統的な民家や造り酒屋等が数多く連なる今庄宿の北国街道沿いの歴史的町並みの保全・継承を図るため、国の重要伝統的建造物群保存地区^(※1)の選定を目指しており、これと一体となって歴史・文化的な雰囲気の漂う景観まちづくりを進めるため、今庄宿全体を景観形成重点地区に位置づけます。
- ・今後、重要伝統的建造物群保存地区の選定と併せて、地域住民との合意形成をきめ細かく図りながら、景観計画区域の区分指定を行っていきます。
- ・福井市（越廼地区）～越前町～南越前町に至る越前海岸の水仙畑周辺については、その美しい景観や環境を保全・継承するとともに、県内外に広くPRして観光や地域の活性化につなげていくため、国の重要文化的景観^(※2)の選定に向けて取り組んでおり、福井県や関係市町と連携しながら、重要文化的景観の選定を目指します。
- ・このほか、以下のような地区・場合において、地域住民との合意形成を図りながら、景観計画区域の区分指定を検討していきます。

- ☑ 歴史景観や自然景観などに優れた場所で、その景観の保全・継承を図ることが特に重要な地区
- ☑ 新たな一団の市街地開発等が行われる場所で、良好な景観の創出を図ることが特に重要な地区
- ☑ 良好な景観の保全・継承・創出を図ることを目的として、地域住民等から提案のあった一団の土地の区域



(※1) 重要伝統的建造物群保存地区

- ・周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している区域の内、その価値が特に高いものとして国が選定する区域。

(※2) 重要文化的景観

- ・地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地の内、国民の基盤的生活又は生業の特色を示すもので典型的又は独特のもの。

第3章

良好な景観の形成に関する方針

1. 景観まちづくりの基本理念・基本方針

(1) 景観まちづくりの基本理念・景観形成の目標

南越前の原風景によって培われた 歴史や生活文化、交流を育み続ける 景観まちづくり

南越前の 原風景

南越前町の景観は、日野山やホノケ山などに代表され、町域の約92%を占める緑豊かな森林、越前加賀海岸国定公園に指定される日本海の荒波が創り出した奇岩景勝が織りなす越前海岸、まちに潤いや安らぎを与える日野川などの河川、住民の食文化を支える農地など、美しい自然が土台となっています。

歴史や 生活文化

古来より、人々はこれらの自然と共生しながら、米や蕎麦、花ハス、越前水仙、漁業などの生業を営むとともに、交易を支えたルートは街道や宿として発達し、まちが栄え、杣山城跡や河野北前船主通りなど、今もなお往時の面影を偲ぶことができます。また、鉄道遺産や砂防堰堤群などの近代化遺産、今庄羽根曾踊りや八坂神社の獅子舞などの伝統文化など、地域固有の様々な資源が大切に受け継がれてきました。

交 流

これらの景観資源は地域の宝・誇りでもあり、景観資源を通じた地域のまちづくり活動やコミュニティが醸成されています。また、南越前町にとっての重要な観光資源でもあり、観光スポットや景観を活かしたイベントなどには県内外から多くの人々が訪れています。

育み 続ける

一方、人口減少や高齢化に伴う担い手不足などを背景として、これらの景観資源が荒廃するとともに、景観に関心のない人が増えることで、美しい景観との調和が損なわれることが懸念されます。

美しい景観を守り・つくり・育んでいくのは「人」です。私たち一人ひとりが南越前町の景観に関心を持ち、その価値や重要性を理解し、景観に関わっていくことが重要です。景観に関わることで、まちに対する愛着や誇りが生まれ、住み続けたい、故郷に帰ってきたいという気持ちにつながります。

景観 まちづくり

「景観十年、風景百年、風土千年」とも言われるように、今ある自然や歴史、営み、暮らしを守るだけでなく、未来の人たちにも美しいと評価される景観づくりに、住民・事業者・行政等の協働による「まちづくり」として取り組んでいくことを目標とします。

(2) 景観まちづくりの基本方針

・「南越前の原風景によって培われた歴史や生活文化、交流を育み続ける景観まちづくり」は、次の5つの方針を基に実現を目指します。

南越前の原風景によって培われた歴史や生活文化、交流を育み続ける景観まちづくり

自然

景観の「^じ地」となる自然と共生する
美しいまち



歴史 ・ 生活文化

悠久の歴史と伝統・文化を育むまち



暮らし ・ 町並み

地域への愛着を育む
住み続けたいまち



建築物等 ・ 公共空間

自然や歴史文化との調和を
大切にするまち



継承

南越前町らしい景観を育む人づくり



① 景観の「地」となる自然と共生する美しいまち

・南越前町の景観を形づくる「地」となる自然の原風景を大切に、地域や各種団体、事業者等と連携しながら適切に保全・継承するとともに、地域資源として積極的に活用しながら、美しいまちづくりを進めます。

【具体的な取組方針】

- まちの背景となる山並みの景観の保全と適切な維持管理
- 人々の営みに培われた農地景観の継承
- 奇岩・断崖と夕日が映える海岸景観の保全と海岸環境の管理
- まちに潤いを与える河川・水辺景観の保全と水辺環境の管理
- 地域に親しまれているシンボリックな樹木の適切な維持管理
- 自然に親しむ場やまちを眺める場としての積極的な活用

② 悠久の歴史と伝統・文化を育むまち

・歴史的な町並みや建物、伝統的な文化、自然と結びついた生業、暮らしに根付いた民俗、土木技術が育んだ近代化遺産など、悠久の歴史に培われた歴史的景観を大切に、地域やまちづくり団体等と連携しながら次の世代に継承するとともに、地域資源としてまちづくりに積極的に活用します。

【具体的な取組方針】

- 街道沿いなどの歴史的町並みの保全・継承
- 峠や宿、街道などに残る歴史的遺産の保全
- 人々の暮らしや営みと自然が結びついた文化的景観の継承
- 地域の歴史を物語る重要な歴史的景観資源の保全と活用
- 人々の暮らしに根付いた文化や民俗の継承

③ 地域への愛着を育む 住み続けたいまち

・空き家対策と連携しながら、豊かな自然や歴史的環境と調和した地域固有の集落景観を保全するとともに、地域の景観と調和する魅力的な住宅地景観の形成を図り、地域への愛着が感じられる、住みたい・住み続けたいと思える景観づくりを進めます。

【具体的な取組方針】

- 田園や里山、山間、海岸沿いなどの特徴的な集落景観の保全
- 伝統的な町並みとの調和のとれた集落景観の形成
- 空き家等の適切な管理、活用、除却
- 若者も住み続けたいと思える質の高い住宅地景観の形成

④ 自然や歴史文化との調和を大切にすまち

- ・美しい自然景観や先人たちが築いてきた歴史的・伝統的な景観との調和を大切にし、これらを阻害する要因を除却・遮蔽するとともに、新しく作る建築物、道路等の公共空間などは、50年後、100年後の人たちに美しい景観と評価されるよう、品よくデザインします。

【具体的な取組方針】

- 多様性のある景観特性と調和する建築物等のデザイン誘導
- 景観を損ねる要素を目立たせないようにする
- 多く人が利用する公共施設や道路、公園等は、景観形成の先導的役割も意識して品よくデザインする
- 鉄道が通る景観を演出・活用する
- 夜間も美しいまちを演出する

⑤ 南越前町らしい景観を育む人づくり

- ・美しい景観を保全・創出・継承するためには、行政だけの取組には限界があり、景観まちづくりの知識や機運を高める機会づくり、住民や事業者等が景観まちづくりに参画するための仕組みや仕掛けづくりなどにより、南越前町らしい景観まちづくりを協働で進めます。

【具体的な取組方針】

- 住民主体による身近な景観まちづくり活動の実践
- まちを愛し、景観を楽しむ心を育む機会づくり
- 次の景観まちづくりを担う子どもや若い世代への景観教育
- 持続可能な住民参画の仕組みづくり
- 南越前町にふさわしいデザインを生み出す仕組みづくり

2. 地区別の景観まちづくり方針

- ・南越前町の景観は、山、里、農、川、海の変化に富んだ自然的・地形的条件の中に、歴史や伝統、文化、まち、集落など、多様な地域資源が織りなして形成されています。
- ・町全体として統一感のある景観形成を目指す一方で、それぞれの地域特性を活かした個性的な景観形成を目指すため、地区別の景観まちづくり方針を定めます。



地区の区分

(1) 南条地区

【特に好きな景観・大切にしたい景観】

(住民アンケート調査、景観まちづくりワークショップより)

自然	日野山、黒山、日野川、 妙見山からの眺め、南条大橋からの眺め、 不動ヶ滝、武周ヶ池、田園、 ハス田・花はす公園、そば畑と列車
歴史	杣山城跡、妙泰寺・七福神、鶉甘神社、 岩瀬神社、上野集落・はねそ踊り、 阿久和城戸口
施設	レインボーパーク南条・桜並木、 ウォーターランド南条周辺、列車の眺め



南条地区ワークショップの様子

【景観形成方針】

『四季を彩る花や緑に抱かれた
賑わいと住み心地の良い景観まちづくり』

【具体的な取組方針】

- 日野山をはじめとする山々とその麓に広がる田園やハス田、集落、日野川などが醸し出す原風景を守り・育みます。
- 日野山などを利用したハイキングや視点場づくりなどにより、景観を楽しみながら健康的に暮らせるまちづくりを目指します。
- 町の中心部としての賑わいが感じられる質の高い景観の形成を進めます。
- JR 北陸本線や北陸新幹線の鉄道から見える景観づくりを進めます。
- 公共施設の集積をメリットとし、シンボル性の高い景観づくりを進めます。
- 空き家を地域で見守るとともに、適切な管理・活用を進めます。

(2) 今庄地区

【特に好きな景観・大切にしたい景観】

(住民アンケート調査、景観まちづくりワークショップより)

自然	藤倉山、八乙女、愛宕山、 田倉川・桜並木、夜叉ヶ池、田園風景、 今庄 365 スキー場からの眺め
歴史	杣山城跡、燧ヶ城跡、鉢伏城跡、慈眼寺、 北国街道、今庄宿関連、湯尾峠、板取宿、 栃ノ木峠のトチノキ、 今庄駅、旧北陸線トンネル群、 アカタン砂防堰堤群
施設	榊谷ダム、広野ダム・桜、今庄小学校、 雪原の中を走る列車、 リトリートたくらからの眺め



今庄地区ワークショップの様子

【景観形成方針】

『街道ロマンと伝統的な生活文化に培われた景観まちづくり』

【具体的な取組方針】

- 今庄宿一帯は、伝統的民家群、造り酒屋や今庄羽根曾踊りなどの文化を保全・継承し、観光まちづくりに活用します。
- 街道や宿、峠、城跡、鉄道遺産、アカタン砂防堰堤群など、数多くの歴史資源を保全するとともに、周辺景観の整備や積極的なPRに努め、観光まちづくりに活用します。
- 今庄 365 スキー場や雪囲い、そば、つるし柿、地酒など、今庄ならではの景観をまちづくりに活用します。
- そば畑や里山などの自然景観は、地域の営みとともに継承します。
- 空き家を地域で見守るとともに、適切な管理・活用を進めます。

(3) 河野地区

【特に好きな景観・大切にしたい景観】

(住民アンケート調査、景観まちづくりワークショップより)

自然	越前海岸（海水浴場、奇岩、夕日、眺望等）、 越前水仙、ホノケ山、アマゴゼ山、白竜の滝、 梅園
歴史	河野北前船主通り （中村家住宅、右近家住宅等）、 下長谷の洞窟、円宮寺の避難洞窟、 馬借街道、石造りアーチ橋、たこの呼び坂、 赤萩の集落、大谷のムクロジ
施設	ふれあいシーサイドパーク、 桜橋総合運動公園、ダイビングパーク、 プラネタリウム、遊歩道、しおかぜライン



河野地区ワークショップの様子

【景観形成方針】

『海の恵みが身近に感じられる 潮風薫る景観まちづくり』

【具体的な取組方針】

- 奇岩・断崖、海水浴場、漁港、夕日、越前水仙など、越前海岸ならではの多彩な景観を保全し、その環境を維持・向上するとともに、効果的に情報発信しながら通年型の観光資源として活用します。
- 日本遺産の構成文化財である右近家住宅や中村家住宅がある河野北前船主通りは、往時の反映を思い起こさせる貴重な景観資源として、積極的にPR・活用します。
- 急峻な地形に重層的に密集する漁村集落、山あいに佇む赤萩の集落など、河野地区ならではの集落景観を保全します。
- 空き家や無機質な擁壁など、景観を損ねる要素の解消に努めます。

3. 景観形成方針図

越前海岸景観軸

- 特徴的な地形と四季・時間によって変化する雄大な海岸景観を五感で感じられる観光交流軸
- 海岸環境の保全、屋外広告物の規制、沿道の美化、空き家等の適切な維持管理など、海岸景観を心地よく楽しめる環境づくり
- 夕日や漁火などを楽しめる視点場づくり

街道交流景観軸

- 北国街道を中心に、道路・鉄道・河川が紙縋り状に織りなす南越前町特有の景観軸
- 悠久の時代から人々の往來を支えてきた重要な広域交流軸として、歴史や自然との調和に配慮しながら、南越前町の印象を高める質の高い景観を形成

役場周辺

- 南越前町の中心部として、落ち着いた中にも賑わいが感じられる景観を形成
- 町の玄関口となる南条スマートICや南条駅周辺では、来訪者を温かく迎えるためのおもてなしの景観を形成
- 日野川やレインボーパーク南条を活かして、安らぎのある景観を形成

南条地区：四季を彩る花や緑に抱かれた賑わいと住み心地の良い景観まちづくり

- 日野山に象徴される山並み、日野川等の水辺、田園やハス田などが織りなす四季折々の自然景観の保全・活用
- 上野地区などの伝統的な集落景観の保全・継承
- JR北陸本線や北陸新幹線などの鉄道景観を楽しめる視点場づくり、車窓からの眺めを意識した景観づくり
- 質の高い公共施設景観の誘導
- 空き家の適切な管理・活用

越前海岸の水仙畑周辺

- 急峻な斜面に生育する可憐な越前水仙、これを生業とする人々の暮らしが密接に結びついた文化的景観の保全・継承

シーサイドパーク周辺

- 河野地区の中心地としての雰囲気を感じられる質の高い景観づくり
- 河野北前船主通りの景観資源の保全、積極的なPRと観光活性化

河野地区：海の恵みが身近に感じられる潮風薫る景観まちづくり

- 奇岩・断崖、海水浴場、漁港、夕日、越前水仙など、越前海岸ならではの多彩な景観の保全、環境の維持・向上、効果的な情報発信と通年型の観光資源として活用
- 急峻な斜面に密集する重層的な漁村集落、山あいに行む集落など、河野地区ならではの集落景観の保全
- 海水浴場、越前がに、越前水仙、街道などの固有の地域資源を活かした賑わいづくり
- 空き家や無機質な擁壁など、景観を損ねる要素の解消

旧北陸線トンネル群

- 近代福井の発展を支えた土木遺産であるトンネル群の保全
- 積極的なPRによる鉄道のまちとしての賑わいづくり

連携景観軸

- 周辺都市や町内の各地域を繋ぐ骨格的な連携軸として、周囲の山並みや河川等と調和した快適な景観を形成

砂防堰堤群

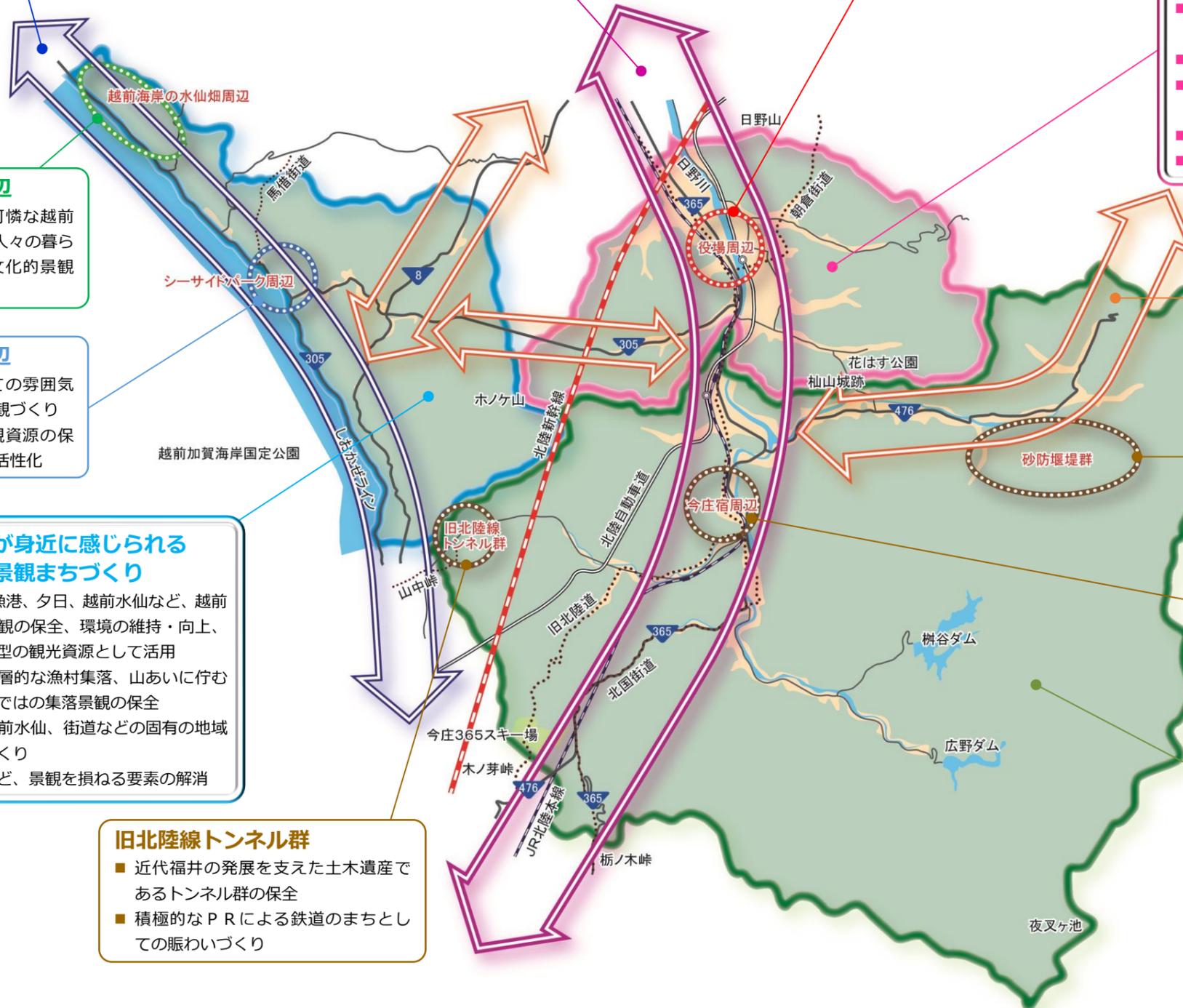
- 100年以上前に造られた土木遺産である砂防堰堤群の保全
- 地域の自然や歴史を知る学習の場などとしての活用

今庄宿周辺

- 北国街道沿いに栄えた宿場町としての雰囲気や町並み、歴史的建造物や鉄道遺産などの保全
- 造り酒屋や今庄羽根曾踊りなどの生活文化的な景観を活かした賑わいづくり
- 空き家を利用した情報発信や交流の場づくり

今庄地区：街道ロマンと伝統的な生活文化に培われた景観まちづくり

- 北国街道や杉山城跡、鉄道遺産に代表される数多くの歴史的景観資源の保全・活用
- 今庄宿や板取宿などの伝統的な町並み景観の保全・継承
- 河川や池、ダム湖などの水辺景観の保全・活用
- そば、つるし柿、スキー場や雪囲いなど、今庄地区ならではの景観・風情の継承
- 空き家の適切な管理・活用

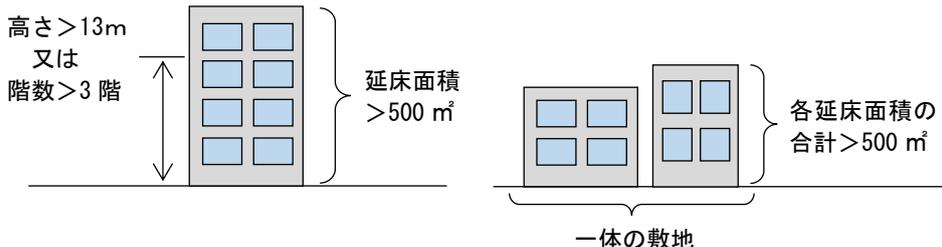
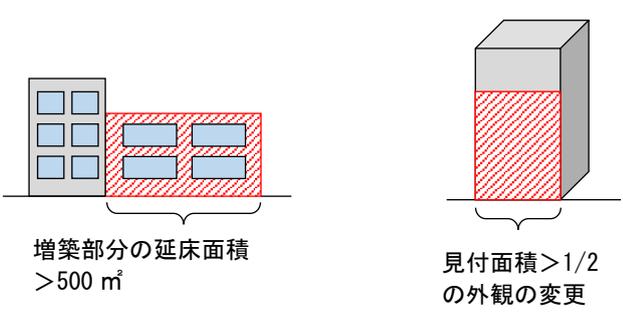


第4章

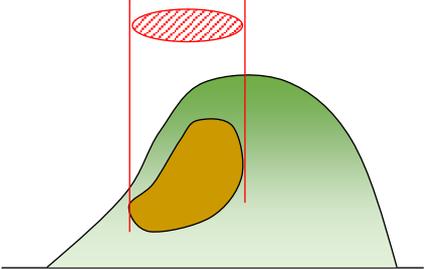
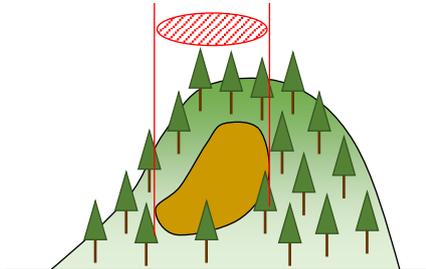
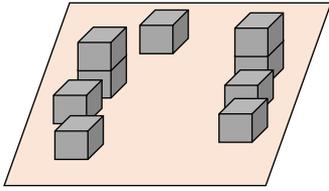
良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

1. 届出の対象とする行為

- ・南越前町景観計画区域において届出の対象とする行為及びその規模は、次のとおりとします。
- ・ただし、届出を要しない規模の行為であっても、できるかぎり景観形成基準に準じていただくようお願いします。

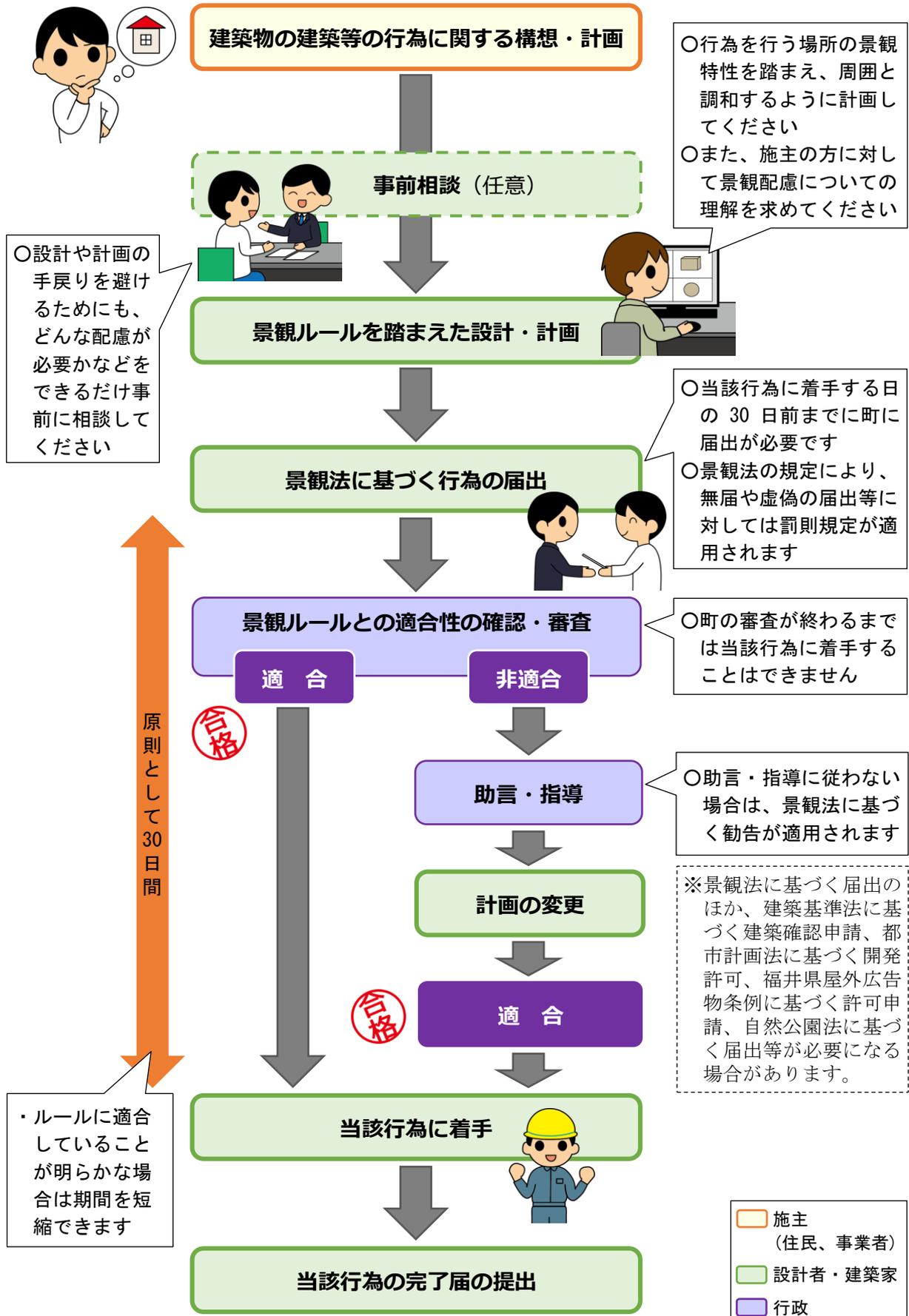
行為の種類	届出の対象とする規模
建築物の 建築等	<p>(1) 建築物の新築、改築若しくは移転又は増築で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 地盤面からの高さが13mを超えるもの、又は階数が3を超えるもの</p> <p>イ 建築物の延床面積が500㎡を超えるもの (土地利用の目的及び利用形態が一体と認められる場合において2以上の建築物が建築される場合は、それらの延床面積の合計)</p> <p>ウ 増築にあつては、当該増築に係る延床面積が500㎡を超えるもの</p> <p>(2) 上記に該当する建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る面積が見付面積の1/2を超えるもの</p> <div style="text-align: center;">  <p>高さ>13m 又は 階数>3階</p> <p>延床面積 >500㎡</p> <p>各延床面積の 合計>500㎡</p> <p>一体の敷地</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>増築部分の延床面積 >500㎡</p> <p>見付面積>1/2 の外観の変更</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※次に掲げる行為については、上記の各号の規定は適合しない。</p> <p>①通常管理行為、軽易な行為 (景観法第16条第7項第1項)</p> <p>②非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (景観法第16条第7項第2号)</p> <p>③景観重要建造物に関する許可を受けて行う行為 (景観法第16条第7項第3号)</p> <p>④地下に設ける建築物の建築等 (景観法施行令第8条第1項)</p> <p>⑤法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (景観法施行令第8条第4項イ)</p> <p>⑥文化財保護法に基づく許可・届出・同意・協議等に係る行為 (景観法施行令第10条第3項)</p> </div>

行為の種類	届出の対象とする規模
工作物の建設等	<p>(1) 工作物の新設、改築若しくは移転又は増築で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 当該工作物の高さが13mを超えるもの (建築物の屋上に設置される場合は、高さが5mを超えるもの)</p> <p>イ 築造面積(工作物の水平投影面積)が500㎡を超えるもの</p> <p>ウ 地盤面からの高さが2mを超える、又は、水平投影面積が500㎡を超える太陽光発電設備</p> <p>エ 高さが2mを超え、かつ、1辺の長さが30mを超える塀・柵</p> <p>オ 橋梁、高架鉄道の類で、高さが5mを超え、かつ、延長が30mを超えるもの</p> <p>(2) 上記に該当する工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る面積が見付面積の1/2を超えるもの</p> <p>【届出の対象とする工作物】</p> <p>①煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (風力発電設備、波力発電設備を含む)</p> <p>②広告塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>③高架水槽、サイロ、物見塔その他類するもの</p> <p>④太陽光発電設備</p> <p>⑤塀、柵、擁壁その他これらに類するもの(生垣は除く)</p> <p>⑥乗用エスカレーター、昇降機その他これらに類するもの</p> <p>⑦ウォーターシュート、コースター、メリーゴーランド、観覧車等遊戯施設 その他これらに類するもの</p> <p>⑧クラッシュプラント、コンクリートプラント等の製造施設その他これらに類するもの</p> <p>⑨石油、ガス、LPG、穀物、飼料等の貯蔵施設その他これらに類するもの</p> <p>⑩汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類するもの</p>
	<p>※次に掲げる行為については、上記の各号の規定は適合しない。</p> <p>①通常の管理行為、軽易な行為(景観法第16条第7項第1号)</p> <p>②非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (景観法第16条第7項第2号)</p> <p>③地下に設ける工作物の建設等(景観法施行令第8条第1項)</p> <p>④仮設の工作物の建設等(景観法施行令第8条第2項)</p> <p>⑤法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 (景観法施行令第8条第4項イ)</p> <p>⑥屋外広告物法の規定に基づく屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置(景観法施行令第10条第4項)</p> <p>⑦道路(私道を除く)から容易に望見されることのない物干し場その他の工作物(景観法施行規則第4条第1項)</p>

行為の種類	届出の対象とする規模
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	<p>(1) 当該行為に係る区域の面積が 1,000 m²を超えるもの</p> <p>(2) 当該行為により高さが2mを 超え、かつ延長が30mを超え る法面又は擁壁を生じるもの</p> <p style="text-align: right;">水平投影面積 > 1,000 m²</p>  <p>※次に掲げる行為については、上記の各号の規定は適合しない。 ①農業、林業又は漁業を営むために行う行為</p>
木竹の伐採	<p>(1) 当該行為に係る区域の面積が 1,000 m²を超えるもの</p> <p style="text-align: right;">水平投影面積 > 1,000 m²</p>  <p>※次に掲げる行為については、上記の規定は適合しない。 ①農業、林業又は漁業を営むために行う行為（森林の皆伐を除く） ②非常災害のため必要な応急措置として行う行為 (景観法第16条第7項第2号) ③枯損した木竹又は危険な木竹の伐採（景観法施行令第8条第1項第3号ロ） ④自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 (景観法施行令第8条第1項第3号ハ) ⑤仮植した木竹の伐採（景観法施行令第8条第1項第3号ニ） ⑥測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採 (景観法施行令第8条第1項第3号ホ) ⑦文化財保護法に基づく許可・届出・同意・協議等に係る行為 (景観法施行令第10条第3項)</p>
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源 その他の物件 の堆積	<p>(1) 当該行為に係る区域の面積が 1,000 m²を超えるもの</p> <p style="text-align: right;">土地の面積 > 1,000 m²</p>  <p>※次に掲げる行為については、上記の規定は適合しない。 ①工場等の敷地内で行われるもので、自己の製品又は原材料等の保管のために行われるもの ②工事のために必要な一時的な仮置き等で、30日以内で行われるもの</p>

2. 届出の流れ

・ 景観法第 16 条第 1 項及び第 2 項に基づく届出の流れは、以下のとおりです。



3. 景観形成基準

(1) 建築物

基本的基準	◎建築物が地域の景観・町並みを構成する重要な要素であることを理解し、自然や歴史性など地域の景観特性を十分に踏まえた上で、デザイン(形態・意匠、色彩、素材等)を工夫する。
--------------	--

項 目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	<ul style="list-style-type: none"> ○背景となる山や海などとの関係性を意識し、できるかぎり眺望を阻害しない配置とする。 ○前面道路の境界からできるかぎり後退し、町並みや歩行者に圧迫感を与えないようにする。 ○今庄宿周辺など壁面線が揃っている場所では、壁面の位置を周囲に合わせる、塀や植栽を設ける、空地部分の修景などにより、町並みの連続性に配慮する。 ○前面道路との境界部分には、できるかぎり植栽等の緑化を施す。 ○植栽にあっては、四季の移ろいの演出に寄与するものが望ましい。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○できるかぎり周辺の景観や町並みの連続性に悪影響を与えない高さとするよう努める。 ○やむを得ず突出する場合は、景観への影響を最小限に留めるよう形態・意匠を工夫する。
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲に対して威圧感や圧迫感を感じさせず、地域の景観特性を考慮した形態・意匠とする。 ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、特に地域の景観との調和に配慮する。 ○歴史的・地域の伝統的な意匠を有する建築物については、できるかぎりその意匠を維持する。 ○高層の建築物は、屋根に勾配を持たせるなどして、できるかぎり山並みの稜線や周囲の町並みとの調和に配慮する。
壁面	<ul style="list-style-type: none"> ○特に大規模な建築物の場合は、無機質な壁面とならないよう、壁面に凹凸を設けるなど工夫する。 ○広告物の表示も最低限にとどめ、派手にならないようにする。 ○原則として、壁面にはイラストを用いないようにする。
素材、材料	<ul style="list-style-type: none"> ○汚れにくく、耐久性・耐色性のある素材を用いる。 ○自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に配慮し、建築物の外観の全部又は一部には、できるかぎり自然素材や地域の伝統的な素材を取り入れるよう努める。 ○光沢性のある素材や反射性の強い素材(窓を含む)の使用は最小限にとどめ、特に、今庄宿周辺や河野北前船主通りでの使用は避けることが望ましい。

項 目	景観形成基準
色彩	<p>○建築物の外壁や屋根には、高彩度の色彩（けばけばしい色）や威圧感を与える色彩を使用しない。</p> <p>○高彩度の色彩をアクセントカラーとして用いる場合は最低限とし、建築物全体としてのバランスを阻害しないようにする。</p> <p>【具体的基準】</p> <p>○建築物の外観及び屋根に使用する色彩は、R・Y R・Y系はマンセル値による彩度6以下、それ以外の色相は彩度4以下、無彩色の場合は明度2以上とする。</p> <p>○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に特に配慮し、彩度4以下とすることが望ましい。</p> <p>○ただし、石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材、無釉の和瓦、銅板によるものの色彩等によって仕上げられる部分については、この限りではない。</p> <p>○上記以外の色彩を用いる場合は、建築物の外壁・屋根等の見付面積の1/10以下とする。</p> <p style="text-align: right;">※色彩基準については、36ページを参照</p>
塀、柵等	○町並みや歩行者に対して圧迫感や閉塞感を与えないよう、高さや形状、色彩などを工夫する。
付属建築物等	○車庫や自転車置き場、倉庫、機械室等は、主要な通りから容易に見えない位置に配置するか、主建築物と一体的にデザインする。
付帯施設	<p>○道路等の公共空間からできるかぎり目立たない位置に設置し、やむを得ない場合は、遮蔽を施すなどして目立たないようにする。</p> <p>○ベランダや屋外階段等も、建築物と一体のデザインとするなど工夫する。</p>
駐車場等	○町並みの連続性を損ねないように、できるかぎり植栽等によって遮蔽することが望ましい。
照明	<p>○夜間における敷地内の照明や建築物への投光は、過剰な光源や点滅を避け、周囲に配慮するとともに、光害とならないようにする。</p> <p>（ただし、イベントとして実施する場合を除く）</p>

注1：国定公園区域内、重要文化的景観の区域内については、それぞれの基準にも適合する必要があります。

注2：屋外広告物の表示については、福井県屋外広告物条例の規定によります。

(2) 工作物

基本的基準	◎工作物が地域の景観・町並みを構成する重要な要素であることを理解し、自然や歴史性など地域の景観特性を十分に踏まえた上で、デザイン(形態・意匠、色彩、素材等)を工夫する。
--------------	--

項 目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	<ul style="list-style-type: none"> ○背景となる山や海、農地などとの関係性、町並みや歩行者に与える圧迫感等を考慮し、できるかぎり影響を与えない配置とする。 ○前面道路との境界部分には、できるかぎり植栽等の緑化を施す。 ○植栽にあつては、四季の移ろいの演出に寄与するものが望ましい。 ○太陽光発電設備は、周囲から容易に望見できないよう遮蔽措置に努める。
高さ	<ul style="list-style-type: none"> ○できるかぎり周辺の景観や町並みの連続性に悪影響を与えない高さとするよう努める。 ○やむを得ず突出する場合は、景観への影響を最小限に留めるよう形態・意匠を工夫する。
形態及び意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○周囲に対して威圧感や圧迫感を感じさせず、地域の景観特性を考慮した形態・意匠とする。 ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、特に地域の景観との調和に配慮する。 ○道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面の緑化や擁壁面の形状に変化を付けるなどの工夫をする。 ○橋梁は、高欄や橋脚との一体性の確保、配管や設備等の遮蔽措置に努める。
素材、材料	<ul style="list-style-type: none"> ○汚れにくく、耐久性・耐色性のある素材を用いる。 ○自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に配慮し、外観の全部又は一部には、できるかぎり自然素材や地域の伝統的な素材を取り入れるよう努める。 ○光沢性のある素材や反射性の強い素材の使用は最小限にとどめ、特に、今庄宿周辺や河野北前船主通りでの使用は避けることが望ましい。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○工作物の外観に使用する色彩は、R・YR・Y系はマンセル値による彩度6以下、それ以外の色相は彩度4以下、無彩色の場合は明度2以上とする。 ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺では、自然景観や歴史景観、文化的景観との調和に特に配慮し、彩度4以下とすることが望ましい。 ○風力・波力発電設備の色彩は、白又は灰色(無彩色、明度8以上)を基本とする。 ○ただし、石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材、無釉の和瓦、銅板によるものの色彩等によって仕上げられる部分、法令等で定められたものについては、この限りではない。 ○上記以外の色彩を用いる場合は、工作物の見付面積の1/10以下とする。 <p style="text-align: right;">※色彩の基準については、36ページを参照</p>

注1：屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置については、福井県屋外広告物条例の規定によります。

【建築物・工作物の色彩基準】

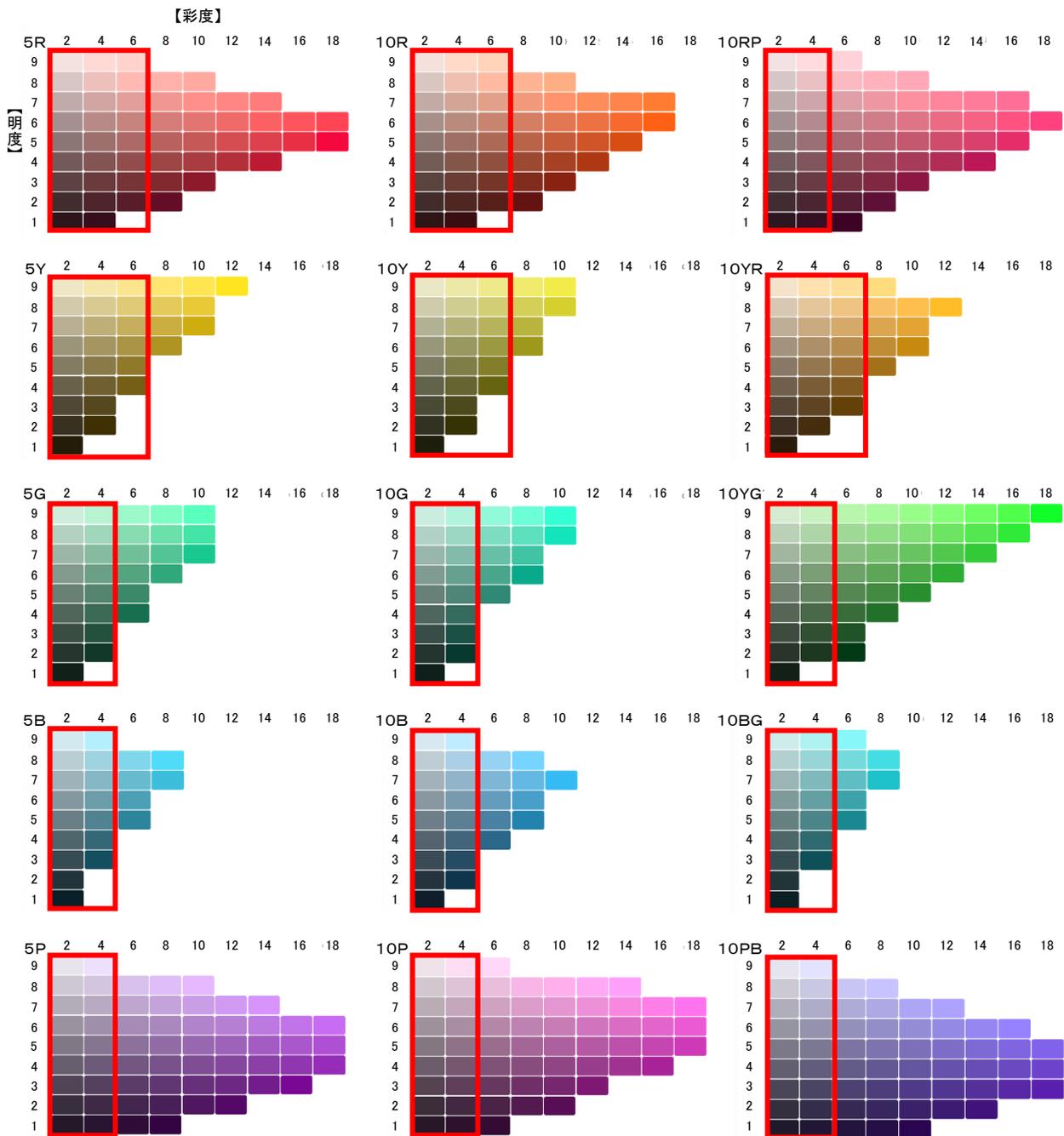
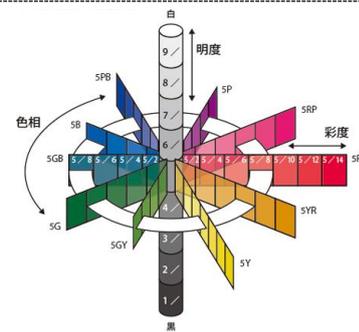
- ・色彩に関する基準には「マンセル値^(※)」を用い、下図の赤枠の範囲内が建築物・工作物のベース色として使用できる範囲です。

※マンセル値：色を数値的に表すための体系の一種で、色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）に基づいて表現するもので、マンセル表色系とも呼ばれます。

【色相】色の種類

【明度】色の明るさ

【彩度】色の鮮やかさ



注：各色相の代表色を示したものです。また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。

(3) その他の行為

基本的基準	◎当該行為が地域の景観・町並みに与える影響を十分に予測し、その影響を最小限に留めるよう工夫する。
--------------	--

行 為	景観形成基準
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ○当該行為に係る区域の周囲には、植栽や景観に配慮した塀を設けるなど、道路等の公共空間からの遮蔽に努める。 ○長大で無機質な擁壁が生じないよう配慮し、やむを得ない場合は、勾配を設ける、植栽を施すなど工夫する。 ○今庄宿周辺や河野北前船主通り周辺、越前海岸の水仙畑周辺から容易に見える場所では、土石の採取は行わないことが望ましい。
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> ○木竹の伐採後は、速やかに植栽の復旧を行う。 ○復旧に際しては、地域の植生に適したものをを用いることが望ましい。 ○当該行為の区域内に、樹容や樹齢に優れるなど価値の高い樹木がある場合は、伐採を避ける又は移植するなど、できるかぎり保存に努める。
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源 その他の物件 の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ○当該行為に係る敷地の周囲を植栽や景観に配慮した塀で遮蔽するなど、堆積物が通りから見えないよう工夫する。 ○堆積する高さはできるかぎり低くし、また、整然と積み上げ、周囲に対して圧迫感や危険性を与えないようにする。

第5章

景観重要建造物又は 景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

(1) 保全に関する考え方

- ・南越前町には、先人たちが築き、その態様を今に伝えている歴史的価値の高い建造物、優れた技術や技法を用いて造られた建造物、地域固有の伝統的な態様を有している建造物、多くの人が集まる建造物や地域住民に親しまれている建造物、近代の発展を象徴する近代建築物など、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている建造物が数多く存在しており、地域の個性ある景観づくりの核として、これらの建造物の保全に努めます。

(2) 指定の方針

- ・公共の場所から容易に望見することのできる位置にあるもので、景観上特に優れた外観を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて、景観重要建造物に指定します。
- ・指定に当たっては、文化財保護法に基づく文化財としての指定を比較検討するとともに、関連する分野の専門家等の意見を聴き、当該建造物の所有者の合意を得た上で、保全が必要と総合的に評価されたものを指定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①歴史的又は建築的な価値に優れた外観を有している建造物②地域における景観形成上のシンボルやランドマークとなっている建造物
(新しく建築する建造物を含む)③地域における伝統的な外観様式を継承している建造物④住民に親しまれ、愛されている建造物 |
|--|

【景観重要建造物の指定の基準（景観法施行規則第6条）】

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- ・政府が世界遺産委員会に対し、世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであって、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画に従って公衆によって望見されるものであること。

(3) 管理・保全の方針

- ・景観重要建造物は、景観行政団体の長（町長）の許可を受けなければ、当該建造物の増築、改築、移転若しくは除却、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更を行うことができません。
- ・景観重要建造物の所有者及び管理者は、必要に応じて管理計画を定め、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理することとします。
- ・この際、所有者による適切な管理が難しい場合には、所有者と町との間で管理協定を締結するものとします。

2. 景観重要樹木の指定の方針

(1) 保全に関する考え方

- ・南越前町には、樹齢や樹容などに優れた巨木や名木のほか、地域におけるシンボルやランドマークとなっているもの、地域住民に親しまれ、憩いや交流の場となっているものなど、地域の景観を形成する上で重要な要素となっている樹木が数多く生育しており、地域の個性ある景観づくりの核として、これらの良好な保全に努めます。

(2) 指定の方針

- ・公共の場所から容易に望見することのできる位置にあるもので、景観上特に優れた樹容を有し、次の項目のいずれかに該当するものについて、景観重要樹木に指定します。
- ・指定に当たっては、文化財保護法に基づく文化財としての指定を比較検討するとともに、関連する分野の専門家等の意見を聴き、当該樹木の所有者の合意を得た上で、保全が必要と総合的に評価されたものを指定します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①樹種、樹齢、樹容などの面で価値が高いと認められる樹木②地域におけるシンボルやランドマークとなっている樹木③住民に親しまれ、愛されている樹木 |
|--|

【景観重要樹木の指定の基準（景観法施行規則第11条）】

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

(3) 管理・保全の方針

- ・景観重要樹木は、景観行政団体の長（町長）の許可を受けなければ、当該樹木の伐採又は移植を行うことができません。
- ・景観重要樹木の所有者及び管理者は、必要に応じて管理計画を定め、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理することとします。
- ・この際、所有者による適切な管理が難しい場合には、所有者と町との間で管理協定を締結するものとします。

第6章

景観重要公共施設の 整備に関する事項

1. 景観重要公共施設の整備に関する事項

(1) 基本的事項

- ・多くの人々が利用し、地域における景観の形成上重要な役割を担う道路、公園、河川、漁港等の公共施設について、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき景観重要公共施設として位置づけます。
- ・指定に当たっては、当該公共施設の管理者と協議しながら地域の景観特性に応じた整備基準を個別に定め、同意を得られたものについて景観重要公共施設に指定します。

(2) 整備に関する基本的な方針

- ・南越前町における重要な景観要素となる公共施設の整備に際して、地域の景観との調和を図るために配慮すべき共通の事項を次のように定めます。
- ・具体的な整備基準は、指定する公共施設ごとに、その性格や役割、地域の景観特性を勘案して個別に定めるものとします。

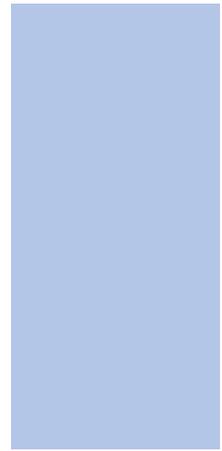
道路	<ul style="list-style-type: none">● 沿道の町並みと一体となった歴史的な道路景観の形成、安らぎのある道路景観の形成、重要な景観資源への眺望の確保など、その地区における道路の性格を踏まえた整備を進めるとともに、適正な維持・管理を図る。● 歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道のバリアフリー化や地域の景観特性に応じた舗装のグレードアップを図る。● ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、地域の景観特性との調和を図る。
公園等	<ul style="list-style-type: none">● 住民や来訪者の交流や憩いの場として、四季の変化を演出する樹木や枝張りの大きな樹木、高木など、シンボルとなる樹種を積極的に活用する。● 植栽、植樹においては、利用者の安全性に配慮して、犯罪発生の危険性が高まる死角が生じないよう適切な配置計画を行う。● 遊具などの公園施設は、利用者の安全性に十分に配慮するとともに、形態、色彩、素材等を工夫し、地域の景観特性との調和を図る。
河川	<ul style="list-style-type: none">● 水害予防などの安全性を確保しつつ、護岸には石材などの自然素材又はこれを模したものを用いるなど、できるかぎり自然環境に近い河川景観の形成を図る。● 河川敷などを利用して河川への親水性を高めるとともに、散策路や広場空間など、住民や来訪者の憩いの場としての積極的な活用を図る。● 堤防敷などを利用した並木道については、水害予防などの安全性との調和に配慮しながら、住民や来訪者の身近な散策路として適切に保全・管理する。
漁港	<ul style="list-style-type: none">● 漁港としての安全性を確保しつつ、できるかぎり自然環境に近い海岸景観の形成を図る。● 漁業用施設等は、形態、色彩、素材を工夫し、背景となる山並みを含めた自然景観との調和を図る。

2. 占用許可の基準

- ・景観重要公共施設として指定された公共施設において、公衆電話や電柱、広告塔、バス停留所、電力機器、上下水道管その他の占用物件を設置する際には、当該景観重要公共施設の整備方針に適合するデザインとします。
- ・具体的には、当該公共施設の管理者等の意見を聴きながら、地域の景観特性に応じた許可基準を個別に定めるものとします。

第7章

景観まちづくりの推進方策



1. 景観まちづくりに関わる各主体の役割

- ・南越前町の景観は、原風景となる山や川、海、農地などの「地」と、その上に形づくられる建築物や工作物、道路や橋梁、公園などの公共施設、さらには、伝統や文化などといった「図」によって構成されます。
- ・これらを美しく維持・保全し、また、未来の人たちに美しいと評価される景観をつくり、育てていくためには、私たち一人ひとりの取組、協働による取組が不可欠であり、景観まちづくりに関わる各主体の主な役割を以下に示します。

主 体	主 な 役 割
行 政	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画、コンサルタント、学識経験者その他の専門家の意見を聴きながら、景観まちづくりに関する諸施策を総合的に推進する。 ● 住民や事業者等に対して、景観まちづくりの情報を効果的に周知するとともに、景観まちづくりに対する意識や知識を高めるための機会を積極的に設ける。 ● 良好な景観形成の先導役として、公共建築物、道路や河川等の公共施設の整備に際して、住民等に対する見本となるよう高質にデザインする。 ● 住民や事業者等が景観まちづくりを円滑に進めるための仕組みや制度づくりに努める。 ● 住民や事業者等のほか、国・県等の関係機関や他の自治体等との連携を図る。

主 体	景観まちづくりへの取組姿勢
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人ひとりが景観に対する関心を持つ。 ● 家を建てる際や改築する際に、地域の景観との調和を意識する。 ● 自宅周りを整理整頓する、草木や花で彩るなど、身近な景観まちづくり活動に取り組む。 ● 空き家や農地、山林を放置しないなど、自己が所有する景観資源の適切な維持管理に努める。 ● 地域の美化・清掃活動に参加するなど、地域での景観まちづくり活動に取り組む。 ● 景観まちづくりに関するイベントやセミナーに参加するなど、楽しみながら景観まちづくりに対する意識を高める。
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ● 大規模な建築物や工作物等の施主は、地域の景観との調和を図るため特にデザインに配慮するとともに、廃業した後においても、建築物等が地域の景観を損ねないように努める。 ● 建築、設計、造園、開発、色彩等に関わる者は、施主や行政等に対して、質の高いデザインを積極的に提案する。 ● 農地や山林、海岸などの景観資源を適切に維持管理・活用する。 ● 住民や行政等と連携し、まちの魅力を高める活動に積極的に取り組む。

2. 景観まちづくりの推進方策

- ・本計画に定める景観ルールを適正に運用するとともに、協働による景観まちづくりを効果的に推進していくため、次のような施策を継続的に検討・推進していきます。

(1) 住民等に対する景観まちづくりの意識啓発

- ・景観ルールへの適合、主体的な景観まちづくり活動の推進を図るため、情報発信や学習機会の創出、表彰制度の創設などに取組みます。

施策体系	施策の例
景観まちづくりの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の公表（町ホームページ、広報紙、概要版の配布等） ● 事業者、建築・工事の業界団体等への説明会の開催 ● 景観ルールを詳細に解説するガイドラインの作成 ● 景観まちづくりの取組事例や景観関連情報の発信（町ホームページへの景観サイトの立ち上げ）
景観まちづくりの学習機会	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観まちづくりに関するセミナー等の開催（大学等との連携） ● 次代を担う子ども達への景観まちづくり学習会の開催（小中学校との連携） ● 景観資源を活かした体験型のイベント等の開催
住民参加の機会づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● まちあるきやワークショップなどの実践型プログラムの実施（大学や地域団体等との連携） ● 絵画コンクール（小中学校との連携）や写真コンテスト等の実施 ● 景観100選等の募集・選定
表彰制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ● デザイン性に優れ、地域の景観特性との調和に十分に配慮された建築物等に対する表彰 ● 地域住民等を巻き込みながら、地域の特徴的な景観資源の保全・活用などの景観まちづくり活動に対する表彰

(2) 景観まちづくりの取組に対する支援制度

- ・景観まちづくりに係る各主体の取組を後押しするため、関連部局や既存制度とも連携しながら、支援制度の活用・創設に取組みます。

施策体系	施策の例
団体等の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の活動団体との連携強化、重点的に景観形成に取組むべき地区への働き掛け ● 景観まちづくり活動に係る団体等への活動支援（活動団体の認定、活動費の助成等の支援制度の創設）
助成制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ● 伝統的民家の保全や空き家対策などの既存制度との連携・有効活用 ● 景観ルールへの適合の内、特に優れたデザインの修景に要する費用に対する助成制度の創設（景観形成重点地区を中心）
行政窓口の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観まちづくりを扱う部署の担当職員の知識・技術力の向上 ● 住民、事業者、団体等に対する相談窓口の開設

(3) 景観形成重点地区の指定に向けて

- ・一定規模以上の建築物の建築等を対象として、一律的に緩やかに規制・誘導する町全域の景観計画区域に対し、景観形成重点地区は、原則として全ての建築物の建築等を対象とし、地域の景観特性に応じてきめ細かく規制・誘導することになるため、当該地区の住民・事業者等の十分な合意形成が必要となります。
- ・そのため、景観形成重点地区の指定に向けては、次のような手法を用いながら、丁寧に取り組んでいきます。

- 地元意見の取りまとめ役、重点地区指定後の景観まちづくり活動の中心的役割を担う地域組織の立ち上げ
- アンケート調査や景観まちあるき等による、地域の景観に対する課題の把握や取組意識の高揚
- ワークショップ等による、きめ細かな景観ルールの検討と共有化
- 概要版の配布等による、重点地区指定後の周知徹底

(4) 景観法に基づくその他の制度活用

- ・上記のほか、景観法に基づく以下のような制度を必要に応じて活用し、地域特性に応じた良好な景観の形成を図っていきます。

制 度	制度の概要
準景観地区 (景観法第 74 条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画区域及び準都市計画区域外の景観計画区域のうち、相当数の建築物の建築が行われ、現に良好な景観が形成されている一定の区域について、その景観の保全を図るために指定する地区です。 ● 条例により、建築物、工作物、開発行為等に対して、良好な景観を保全するための必要な規制をすることができます。
景観整備機構 (景観法第 92 条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又は NPO をその申請により指定するものです。 ● 良好な景観形成を担う主体として、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などの住民支援をすることができます。
景観協議会 (景観法第 15 条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織でき、必要に応じて様々な立場の関係者を加えて、良好な景観の形成を図るための協議をすることができます。 ● 利害の異なる課題について、協議・調整を図る共通の場とすることができます。
景観協定 (景観法第 81 条)	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画区域内の一団の土地において、良好な景観の形成を図るため、土地所有者などの全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を協定として締結する制度です。 ● 建築物の形態意匠、屋外広告物の基準等について、住民自らが自主的な規制を行うことができます。

3. 景観まちづくりの推進体制

- ・ 景観計画の運用、景観行政の評価、景観計画の変更等を適切に進めていくため、次のような取組を検討・推進していきます。

施策体系	施策の例
景観審議会等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観計画の推進を図るとともに、良好な景観形成に関する次のような事項を審議するため、学識経験者、関係団体、住民代表等を交えた景観審議会等を組織します。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 景観計画の変更に関すること ○ 景観形成重点地区の指定に関すること ○ 景観法に基づく勧告又は変更命令に関すること ○ 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定に関すること ○ 景観重要公共施設の指定に関すること ○ その他、良好な景観の形成に必要なこと ● また、必要に応じて、その下部組織として専門部会を設置します。
アドバイザー制度の創設	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築、設計、色彩、造園、植栽、ランドスケープなどに関する学識経験者等を景観アドバイザーとして認定し、届出行為の内容等に対して、必要に応じ、より良いデザインとするための専門的見地からの助言・指導を求めます。
庁内の横断的な連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 景観行政の担当窓口（観光まちづくり課）内の調整はもとより、農林水産課、建設整備課、教育委員会事務局等の関係部署との連携強化、情報の共有化に取組み、景観計画の適切な運用を図ります。
関係機関等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 県や国との関係を密にし、情報の共有化を図るとともに、県や国が実施する事業に対して、景観上の配慮の協力を求めます。 ● 電気や通信等の公益的事業を営む事業者に対しても、計画の周知徹底を図り、景観上の配慮の協力を求めます。

資料

1. 委員名簿
2. 策定の経緯

1. 委員名簿

南越前町景観計画策定委員会委員名簿

任期：平成31年3月5日～令和2年2月26日

(敬称略)

南越前町景観計画策定委員会設置要綱第3条による区分	氏名	所属・役職等
(1) 学識経験者	◎多米 淑人	福井工業大学 工学部 建築土木工学科 教授
(2) 関係団体を代表する者	○中野 光雄	南越前町区長会連合会 会長 (河野地区区長会長)
	中村 沢一	南越前町区長会連合会 副会長 (南条地区区長会長)
	畠山 和治	南越前町区長会連合会 副会長 (今庄地区区長会長)
	関友 智	南越前町南条観光協会 会長
	谷口 栄助	(一社)南越前町今庄観光協会 会長
	橋本 正	南越前町河野観光協会 会長
	谷崎 信雄	南越前町商工会 会長
	野崎 良浩	南越前町商工会今庄支部 支部長
	大浦 雅己	南越前町商工会河野支部 支部長
	惣次 健一	南越前町農業委員会 会長
	藤田 文哉	南条郡森林組合 代表理事組合長
	木邑 康和	河野村漁業協同組合 代表理事組合長
オブザーバー	福山 貴久	福井県交流文化部文化課 主任
	前田 和磨	福井県交流文化部文化課 企画主査
	島田 英和	福井県土木部丹南土木事務所 道路課長
	小島 高志	(上段：平成30年度、下段：令和元年度)

(◎委員長 ○副委員長)

2. 策定の経緯

	開催日	会議名・議題等
平成 30 年度	7月20日(金) ～8月6日(月)	景観まちづくりに関するアンケート調査
	1月17日(木)	第1回地区別景観ワークショップ(南条地区) ○好きな景観・大切にしたい景観、何とかしたい景観 ○景観まちづくりを進める上で大事にすべきこと
	1月21日(月)	第1回地区別景観ワークショップ(今庄地区) ○好きな景観・大切にしたい景観、何とかしたい景観 ○景観まちづくりを進める上で大事にすべきこと
	1月22日(火)	第1回地区別景観ワークショップ(河野地区) ○好きな景観・大切にしたい景観、何とかしたい景観 ○景観まちづくりを進める上で大事にすべきこと
	3月5日(火)	第1回策定委員会 ○景観法、景観計画について ○南越前町の景観特性について ○住民の意見・想いについて ○景観まちづくりの課題について
	3月18日(月)	第2回地区別景観ワークショップ(南条地区) ○好きな景観・大切にしたい景観、何とかしたい景観 ○景観まちづくりの目標、方針 ○南越前町の景観ルール
	3月19日(火)	第2回地区別景観ワークショップ(河野地区) ○好きな景観・大切にしたい景観、何とかしたい景観 ○景観まちづくりの目標、方針 ○南越前町の景観ルール
	3月22日(金)	第2回地区別景観ワークショップ(今庄地区) ○好きな景観・大切にしたい景観、何とかしたい景観 ○景観まちづくりの目標、方針 ○南越前町の景観ルール
令和 元 年度	12月24日(火)	第2回策定委員会 ○景観計画骨子(案)について ○景観まちづくりの基本理念・基本方針(案)について ○景観形成のルール(案)について
	2月20日(木)	第3回策定委員会 ○景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針(案)について ○景観重要公共施設の整備に関する事項(案)について ○景観まちづくりの推進方策(案)について ○景観計画(案)全般について
	2月21日(金) ～2月28日(金)	南越前町景観計画(案)への意見募集
	2月26日(水)	南越前町景観計画(案)の町長への提言

南越前町景観計画

～南越前の原風景によって培われた歴史や生活文化、
交流を育み続ける 景観まちづくり～

令和2年3月策定

発行：南越前町 観光まちづくり課

〒919-0292 福井県南条郡南越前町東大道 29-1

TEL：0778-47-8013（直通）

FAX：0778-47-3261

